

騒音規制法、振動規制法及び環境の保全と創造に関する条例に基づく特定施設一覧表

	施設名又は作業名	騒音規制法		振動規制法		兵庫県条例			
		項番号等	対象・規模	項番号等	対象・規模	騒音		振動	
						項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
1	圧延機械	◎ 1-イ	原動機の定格出力の合計が22.5kw以上のもの	—	—	1	動力が22.5kw以上のもの	◎ 1	原動機の定格出力が22.5kw以上のもの
2	製管機械	◎ 1-ロ	すべてのもの	—	—	2	すべてのもの	◎ 1	すべてのもの
3	ベンディングマシン	◎ 1-ハ	ロール式のもので原動機の定格出力が3.75kw以上のもの	—	—	◎ 3	動力が3.75kw以上のもの	—	—
4	液圧プレス	◎ 1-ニ	矯正プレスを除くすべてのもの	◎ 1-イ	矯正プレスを除くすべてのもの	4	矯正プレスを除くすべてのもの	1	矯正プレスを除くすべてのもの
5	金 属 機 械 プ レ ス	◎ 1-ホ	呼び加圧能力が294キロニュートン以上のもの	◎ 1-ロ	すべてのもの	5	呼び加圧能力が30トン以上のもの	1	すべてのもの
6	加 せん 断 機	◎ 1-ヘ	原動機の定格出力が3.75kw以上のもの	◎ 1-ハ	原動機の定格出力が1kw以上のもの	6	動力が3.75kw以上のもの	1	原動機の定格出力が1kw以上のもの
7	工 機 鍛 造 機	◎ 1-ト	すべてのもの	◎ 1-ニ	すべてのもの	7	すべてのもの	1	すべてのもの
8	機 ワイヤーフォーミングマシン	◎ 1-チ	すべてのもの	◎ 1-ホ	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの	8	すべてのもの	1	原動機の定格出力が37.5kw以上のもの
9	打 抜 機	—	—	—	—	◎ 31	金属用で動力が2.25kw以上のもの	◎ 1	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
10	ブラスト	◎ 1-リ	タンブラスト以外のもので密閉式のものを除くすべてのもの	—	—	◎ 9	すべてのもの	—	—
11	タンブラー	◎ 1-ヌ	すべてのもの	—	—	10	すべてのもの	—	—
12	切断機	◎ 1-ル	砥石を用いるもの	—	—	—	—	—	—
13	空気圧縮機	◎ 2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	◎ 2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの(冷凍機用及び空調機用を除く)	—	—	2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの(冷凍機用及び空調機用を除く)
	圧縮機	—	—			◎ 11	動力が7.5kw以上のもの(冷凍機用及び空調機用を含む)		
14	送風機	◎ 2	原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	—	—	◎ 12	動力が3.75kw以上のもの	—	—
15	破 碎 機 又 は 摩 碎 機	◎ 3	土石用又は鉱物用のもので原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	◎ 3	土石用又は鉱物用のもので原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	◎ 13	すべてのもの(土石用、鉱物用のもの又は食料品、飼料、肥料の製造の用に供するものは動力が7.5kw以上のもの)	3	土石用又は鉱物用のもので原動機の定格出力が7.5kw以上のもの
	ふるい又は分級機					◎ 14	動力が7.5kw以上のもの		
16	織機	◎ 4	原動機を用いるもの	◎ 4	原動機を用いるもの	15	原動機を用いるもの	4	原動機を用いるもの
17	建設用資材製造機械 コンクリートプラント	◎ 5-イ	気ほうコンクリートプラントを除き混練機の混練容量が0.45m ³ 以上のもの	—	—	◎ 16	すべてのもの	—	—
	アスファルトプラント	◎ 5-ロ	混練機の混練重量が200kg以上のもの	—	—	◎ 17	すべてのもの	—	—
18	穀物用製粉機	◎ 6	ロール式のもので原動機の定格出力が7.5kw以上のもの	—	—	—	—	—	—
19	木材加工機械 ドラムパーカー	◎ 7-イ	すべてのもの	◎ 6-イ	すべてのもの	18	すべてのもの	6	すべてのもの
20	チッパー	◎ 7-ロ	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	◎ 6-ロ	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	◎ 19	すべてのもの	◎ 6	すべてのもの
21	砕木機	◎ 7-ハ	すべてのもの	—	—	20	すべてのもの	—	—

施設名又は作業名	騒音規制法		振動規制法		兵庫県条例				
	項番号等	対象・規模	項番号等	対象・規模	騒音		振動		
					項番号	対象・規模	項番号	対象・規模	
22 木材加工機械	帯のこ盤	◎ 7-ニ	製材用のもは原動機の定格出力が15kw以上のもの	—	—	—	—	—	—
	丸のこ盤	◎ 7-ホ	木工用のもは原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	—	—	—	—	—	—
	かんな盤	◎ 7-ヘ	原動機の定格出力が2.25kw以上のもの	—	—	—	—	—	—
	動力のこぎり機	—	—	—	◎ 21	動力が0.75kw以上のもの	—	—	—
	動力かんな盤	—	—	—	◎ 22	動力が0.75kw以上のもの	—	—	—
23	抄紙機	◎ 8	すべてのもの	—	—	23	すべてのもの	—	—
24	印刷機械	◎ 9	原動機を用いるもの	◎ 7	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの	24	原動機を用いるもの	7	原動機の定格出力が2.2kw以上のもの
25	合成樹脂用射出成形機	◎ 10	すべてのもの	◎ 9	すべてのもの	25	すべてのもの	9	すべてのもの
26	鋳造型機	◎ 11	ジョルト式のもの	◎ 10	ジョルト式のもの	◎ 26	すべてのもの	10	ジョルト式のもの
27	ディーゼルエンジン又はガソリンエンジン	—	—	—	—	◎ 27	出力が3.75kw以上のもの	—	—
28	工業用シン	—	—	—	—	◎ 28	同一建物に10台以上設置するもの	—	—
29	ニューマチックハンマー	—	—	—	—	◎ 29	すべてのもの	—	—
30	コンクリート管製造機械	—	—	◎ 5	原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの	◎ 30	すべてのもの	◎ 5	すべてのもの
31	コンクリート柱製造機械	—	—	◎ 5	原動機の定格出力の合計が10kw以上のもの	◎ 30	すべてのもの	◎ 5	すべてのもの
32	コンクリートブロックマシン	—	—	◎ 5	原動機の定格出力の合計が2.95kw以上のもの	◎ 30	すべてのもの(コンクリートブロックの製造機械を含む)	◎ 5	すべてのもの(コンクリートブロックの製造機械を含む)
33	グラインダー	—	—	—	—	◎ 32	サンダー及び切断機を含み工具用研磨機を除くすべてのもの	—	—
34	工業用ミキサー	—	—	—	—	◎ 33	すべてのもの	—	—
35	ロール機	—	—	◎ 8	ゴム練用又は合成樹脂練用のもので原動機の定格出力が30kw以上のもの(カレンダーロール機を除く)	◎ 34	破碎機及び摩砕機を除くすべてのもの	8	ゴム練用又は合成樹脂練用のもので原動機の定格出力が30kw以上のもの(カレンダーロール機を除く)
36	重油バーナー	—	—	—	—	◎ 35	重油使用量が1時間当たり15ℓ以上のもの	—	—
37	ゴム、皮又は合成樹脂の打抜機又は裁断機	—	—	—	—	◎ 36	すべてのもの	—	—
38	スチームクリーナー	—	—	—	—	◎ 37	すべてのもの	—	—
39	金属工作機械	—	—	—	—	◎ 38	同一建物内に5台以上設置するもの	—	—
40	石材引割機	—	—	—	—	◎ 39	すべてのもの	—	—
41	ドラム缶洗浄機	—	—	—	—	◎ 40	すべてのもの	—	—
42	風力発電設備	—	—	—	—	◎ 41	出力が20kw以上のもの	—	—

	施設名又は作業名	騒音規制法		振動規制法		兵庫県条例			
						騒音		振動	
		項番号等	対象・規模	項番号等	対象・規模	項番号	対象・規模	項番号	対象・規模
43	板金又は製缶の作業	—		—		◎ 42	厚さ0.5mm以上の金属板を加工するもの	—	
44	鉄骨又は橋梁の組立作業	—		—		◎ 43	すべてのもの	—	
45	建設材料置場における運搬作業	—		—		◎ 44	動力を用いる機械を使用する作業で土砂石の材料置場であって1か月以上使用するもの	—	

【注】 ◎のついているものを届け出ることを示す。